

東京都言語聴覚士会と日本言語聴覚士協会間の連携体制構築推進に関する規程

(目的)

第1条 一社)東京都言語聴覚士会(以下、当会という)は、定款 第一章 第3条の目的及び事業に掲げる「地域社会における言語聴覚療法の普及及び向上を図り、会員の資質の向上に努め、東京都内における保健・医療・介護・福祉・教育の発展と充実及び生活の質の向上に寄与する」ことを達成するために、一社)日本言語聴覚士協会との連携体制構築に関する活動を行う。

(連携体制構築推進に関する活動)

第2条 当会は、新入会会員に一社)日本言語聴覚士協会への入会を勧めるように努める。

(規程の改廃)

第3条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

- 1 本規程の改廃は、理事会の議決を経て総会で報告する。
- 2 本規程は令和7年4月22日より施行する。